

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－2－3 市場リスク管理態勢</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 具体的取扱い</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際機関 標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>IV－2－4 取引先リスク管理態勢</p> <p>取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 具体的な取扱い</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 国際機関 標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－2－3 市場リスク管理態勢</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 具体的取扱い</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際機関 標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、<u>多数国間投資保証機関</u>、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、<u>イスラム開発銀行</u>及び欧州評議会<u>開発銀行</u>は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>IV－2－4 取引先リスク管理態勢</p> <p>取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 具体的な取扱い</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 国際機関 標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、<u>多数国間投資保証機関</u>、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>行、カリブ開発銀行及び欧州評議会<u>社会開発基金</u>は、国際機関に該当するものとする。</p>	<p>投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、<u>イスラム開発銀行</u>及び欧州評議会<u>開発銀行</u>は、国際機関に該当するものとする。</p>